

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画書

- 1. 1-1 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
- 1-2 一般廃棄物処理施設の技術上の基準
- 1-3 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

1-1 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
 「昭和52年 環整第95号」
 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五」
 による各種分析・検査頻度

項 目		頻 度
ご	み 質	4回/年以上
焼 却 残 渣 の 熱 し ゃ く 減 量		再資源化のため、原則なし
燃 焼 室 出 口 温 度		常 時
集 じ ん 器 入 口 温 度		常 時
一 酸 化 炭 素 濃 度		常 時
放 流 水	水 素 イ オ ン 濃 度 生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 化 学 的 酸 素 要 求 量 浮 遊 物 質 量 大 腸 菌 群 数	1回/月以上
の 水 質	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 シアン化合物 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	1回/年以上
ば い 煙	硫 黄 酸 化 物 ば い じ ん 塩 化 水 素 窒 素 酸 化 物	1回/2ヶ月以上
	ダ イ オ キ シ ン 類	1回/年以上

1-2 一般廃棄物処理施設の技術上の基準

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条 第一項</p>	<p>当該施設の技術上の計画</p>
<p>一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。</p>	<p>自重、積載荷重、その他の荷重、地震力を見込んで、建築基準法に準じて構造計算を行い、安全な構造を決定します。温度応力に対しては構造体に影響のある温度変化を確認のうえ、影響があれば見込んだ構造設計を行い、安全な構造を決定します。</p>
<p>二 削除</p>	<p>—</p>
<p>三 ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</p>	<p>流体の特性（性状、腐食温度域等）に応じて耐食性をもった材料を使用します。</p>
<p>四 ごみの飛散及び悪臭の飛散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。</p>	<p>屋内式のプラットホームから十分な容量を持ったごみピットへ処理対象物を投入することによりごみの飛散を防止します。 屋内プラットホーム入口の自動扉及びエアカーテンで、悪臭を遮断します。 プラットホーム出入口部をシェルター形状とすることで、悪臭の吹き抜けを最小限とします。 ごみピット入口の投入扉で悪臭を遮断するとともに、焼却用空気としてごみピットから悪臭を取り込み、ごみピットを負圧に保つことにより悪臭の漏洩を防止します。 炉停止時用に活性炭脱臭装置を設置します。</p>
<p>五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。</p>	<p>騒音、振動を発生する機器は原則として屋内設置とし、必要に応じて防音・防振対策を行います。</p>
<p>六 ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること。</p>	<p>ごみピット及び排水貯留槽は躯体防水構造とします。</p>
<p>七 焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く。）にあつては、次の要件を備えていること。 イ 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを焼却室に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りではない。</p>	<p>外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを熔融炉に投入できる供給装置として、給じん装置を設置します。</p>

1-2 一般廃棄物処理施設の技術上の基準

<p>ロ 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。</p> <p>(1) 燃焼ガスの温度が摂氏八百度以上の状態でごみを焼却することができるものであること。</p>	<p>燃焼ガスの温度が摂氏八百度以上の状態でごみを焼却することができる燃焼室（溶融炉・二次燃焼室）を設けます。</p>
<p>(2) 燃焼ガスが、摂氏八百度以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。</p>	<p>二次燃焼室は、燃焼ガスが摂氏八百度以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できる容積とします。</p>
<p>(3) 外気と遮断されたものであること。</p>	<p>溶融炉及び二次燃焼室内はケーシング及び耐火物により外気と遮断されたものとします。</p>
<p>(4) 燃焼ガスの温度を速やかに（1）に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。</p>	<p>燃焼ガスの温度を速やかに（1）に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃バーナ類を設けます。</p>
<p>(5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る）が設けられていること。</p>	<p>燃焼に必要な量の空気を供給でき、供給空気量を調整する機能を有する主羽口、副羽口、燃焼用の各送風機を設け、回転数制御等で供給空気量を調節します。</p>
<p>ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p>	<p>焼却室（溶融炉・二次燃焼室）中の燃焼ガス温度を連続的に測定できる温度計を設置し、中央操作室に設けたデータ処理装置にてこれを記録できるようにします。</p>
<p>ニ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りではない。</p>	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる廃熱ボイラ及びエコノマイザを設けます。</p>
<p>ホ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（ニのただし書きの場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p>	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定できる温度計を設置し、中央操作室に設けたデータ処理装置にてこれを記録できるようにします。</p>

1-2 一般廃棄物処理施設の技術上の基準

<p>へ 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有する者に限る）が設けられていること。</p>	<p>煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができるろ過式集じん器（ばいじんを除去する高度の機能を有するもの）、有害ガス除去設備（苛性ソーダ反応塔、消石灰及び活性炭吹込み）、NOx除去設備（触媒脱硝）を設けます。</p>
<p>ト 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定できる分析計を設置し、中央操作室に設けたデータ処理装置にてこれを記録できるようにします。</p>
<p>チ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りではない。</p>	<p>本施設は溶融炉ですので、基本的に焼却灰は発生しません。なお、ばいじん（溶融飛灰）は飛灰貯蔵槽に貯留した後、薬剤処理を行い場外に搬出します。</p>
<p>リ 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。 （1） ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。</p>	<p>本施設は溶融炉ですので、基本的に焼却灰は発生しません。なお、ばいじん用のコンベヤ等はカバーを設け、ばいじんが飛散及び流出しない構造のものとしします。</p>
<p>（2） ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。 （イ） ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。</p>	<p>溶融炉は、灰、不燃物等の温度をその融点以上にできるものとしします。</p>
<p>（ロ） 溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。</p>	<p>溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生ずる恐れがないよう、排ガス処理設備を設けます。</p>
<p>（3） ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。（略）</p>	<p>該当しません。</p>

1-2 一般廃棄物処理施設の技術上の基準

<p>(4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混錬装置が設けられていること。</p>	<p>ばいじんは薬剤処理を行い、ばいじんと薬剤及び水を均一に混合することができる混錬装置を設けます。</p>
<p>八 ガス化改質方式の焼却施設にあっては、前号チ及びリの規定の例によるほか、次の要件を備えていること（略）</p>	<p>該当しません。</p>
<p>九 ばいじん又は焼却灰の処理施設にあっては、第七号リの規定の例による。</p>	<p>該当しません。</p>
<p>十 高速堆肥化処理施設にあっては、発酵槽内の温度及び空気量を調節することができる装置が設けられていること。</p>	<p>該当しません。</p>
<p>十一 破砕施設にあっては、次の要件を備えていること（略）</p>	<p>該当しません。</p>
<p>十二 ごみ運搬用パイプライン施設にあっては、次の要件を備えていること。（略）</p>	<p>該当しません。</p>
<p>十三 選別施設にあっては、次の要件を備えていること。（略）</p>	<p>該当しません。</p>
<p>十四 固形燃料化施設にあっては、次の要件を備えていること。（略）</p>	<p>該当しません。</p>
<p>十五 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。</p>	<p>生活污水（し尿）、生活排水（雑用排水）の処理水及びプラント排水他の再利用できなかった余剰水は近接する組合第二工場し尿処理施設の水槽へ移送し、希釈水として利用するため、当施設からの放流はありません。し尿処理施設へ移送する排水の水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備を設けます。</p>

1-3 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第一項</p>	<p>当該施設の維持管理に関する計画</p>
<p>一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</p>	<p>ごみ投入は適正に自動制御され、処理能力以上の投入は行いません。</p>
<p>二 焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く）にあつては、次のとおりとする。 イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。</p>	<p>ごみピットは、受入・積み替え・投入の為の十分な容積を有しており、ごみクレーンにより、ごみを均一に混合します。 大型粗大ごみを均一に混合しやすくするために、粗大ごみ粉碎機（処理量 25t/5h）にて大型ごみを粉碎します。</p>
<p>ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りではない。</p>	<p>ごみ供給口は、ホッパ・シュート内のごみ自体により外気と遮断され、給じん装置により定量ずつ連続的にごみを熔融炉に投入することが出来ます。</p>
<p>ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。</p>	<p>自動燃焼制御装置により、摂氏八百度以上に保つよう常時自動監視制御されます。</p>
<p>ニ 焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>スラグとして再資源化し、有効利用します。</p>
<p>ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。</p>	<p>熔融炉と二次燃焼室の助燃バーナ類を作動させることで、炉温を速やかに上昇させます。</p>
<p>ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。</p>	<p>ごみの供給を停止した後も、コークスの余熱と助燃バーナの作動により高温を維持したままごみの燃焼を完了し、その後徐々に停止します。</p>
<p>ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>燃焼室（熔融炉・二次燃焼室）中の燃焼ガスの温度を温度計にて連続的に測定し、かつ、中央操作室のデータ処理装置にて記録します。</p>
<p>チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りではない。</p>	<p>燃焼ガス冷却設備（廃熱ボイラ）及びエコノマイザにより、集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却します。</p>
<p>リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度を温度計にて連続的に測定し、かつ、中央操作室のデータ処理装置にて記録します。</p>
<p>ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>冷却設備（廃熱ボイラ）のたい積ばいじんはショットクリーニング装置により除去し、排ガス処理設備（集じん器）には除去装置を設けることにより、たい積したばいじんを除去します。</p>

1-3 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

<p>ル 煙突から排出される排ガスの一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。</p>	<p>自動燃焼制御装置により、一酸化炭素の濃度が百万分の百以下（4時間平均値では百万分の三十以下）となるようにごみを焼却します。</p>
<p>ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を、分析計にて連続的に測定し、かつ、中央操作室のデータ処理装置にて記録します。</p>
<p>ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第三の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。</p>	<p>ダイオキシン類の濃度が、$0.1\text{ng-TEQ}/\text{N m}^3$以下（自主基準地として$0.016\text{ ng-TEQ}/\text{N m}^3$以下）となるようにごみを焼却します。</p>
<p>カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>ダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を二月に一回以上測定し、かつ、記録します。</p>
<p>コ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>排ガス量及び物質濃度を、環境影響調査報告書に記載の数値以内とするよう運転管理を行い、排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。</p>
<p>タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>該当しません。</p>
<p>レ ばいじんを焼却灰として分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りではない。</p>	<p>ばいじん（溶融飛灰）は飛灰貯留槽に貯留した後、薬剤処理を行い場外に搬出します。</p>
<p>ソ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</p>	<p>溶融炉は、灰、不燃物等の温度を融点以上に保って運転します。</p>
<p>ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>該当しません。</p>
<p>ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p>	<p>ばいじんの薬剤処理は、薬剤、水、ばいじんを計量して一定比率での混錬ができる混錬機で行いますが、処理後物が均一に混錬できていることを適宜確認し、必要な場合調整します。</p>
<p>フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消化設備を備えること。</p>	<p>消防の規定に従い火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器や消火栓等の消化設備を備えます。</p>
<p>三 ガス化改質方式の焼却施設にあつては、前号レからフまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。(略)</p>	<p>該当しません。</p>

1-3 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

四 ばいじん又は焼却灰の処理施設にあつては、第二号ヨ、ソ、ツ及びネの規定の例による。	該当しません。
五 高速堆肥化処理施設にあつては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気量を調節すること。	該当しません。
六 破砕施設にあつては、破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	該当しません。
七 ごみ運搬用のパイプライン施設にあつては、次のとおりとする。(略)	該当しません。
八 選別施設にあつては、選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	該当しません。
九 固形燃料化施設にあつては、第二号ヨ及びフの規定の例によるほか、次のとおりとする。(略)	該当しません。
十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	施設建設時には、技術上の基準「四」のとおり、悪臭の発生拡散を防止できる設備内容としています。プラットホーム扉、ごみピットゲート閉での悪臭の遮断を励行するとともに、燃焼用空気をごみピットから吸引して負圧を保つことで漏洩を防止していますが、休炉時には活性炭脱臭装置を運転します。また、プラットホーム監視員が主な漏洩経路となるプラットホーム内の臭気には気を配り、必要な場合消臭剤を散布する等の措置を講じます。
十一 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	プラットホームの清掃を励行するなど、構内の清潔を保持します。
十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	施設建設時には、技術上の基準「五」のとおり、生活環境に影響のないような設置場所、対策内容としていますが、運営時も、日常点検において異状な騒音や振動がないかを巡視点検します。もし異常が認められた場合、速やかに点検・補修・交換を行い、生活環境に影響のない状態を維持します。
十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	本施設の排水処理水は隣接するし尿処理施設に送水しており、直接排水の放流はありませんが、処理水の水質を定期的に確認して適切に保ち、処理水の水質により生活環境保全上の支障がないようにします。
十四 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	施設の各設備は、機能を維持するために必要な定期点検・補修及び法定点検、機能検査を行います。ばい煙及び水質については本書5-1(排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項)に示す頻度に従い、検査を行います。
十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第二十一条に規定される廃棄物処理施設技術管理者を置き、施設の維持管理を行います。
十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存します。